

足剣連事第31・99号
令和2年2月28日

各団体会長 様
事務責任者 様

足立区剣道連盟
会長 佐藤 清春

事務連絡

下記につきまして、ご連絡いたしますので、宜しくお願いします。

記

各種大会・イベントにおける新型コロナウイルス感染症への対応について

別添、足立区体育協会の対応・指示(31足体協発第620号)により、下記事業は次のとおり中止させていただきます。

	日時	大会・講習会・審査会	備考
1	R2.3.14	女子稽古会(2回)	中止します。
2	R2.4.5	木刀による剣道基本技稽古法	中止します。
3	定例稽古会	毎週火・土(3/3、3/10、3/14、3/17、3/21、3/24、3/28、3/31)	3/2～3/31までの定例稽古は中止します。

なお、4月5日以降の事業については、足立区の対応状況を考慮しながら対応します。

以上

各加盟団体会長
各 位

(公財) 足立区体育協会
会長 渡 邊 義 和

新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

日ごろより、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標題の対応においては、各加盟団体が主催する事業についての自粛をお願いしたところ (令和 2 年 2 月 19 日付 31 足体協発第 598 号) であり、各加盟団体の適切なご対応に御礼申し上げます。昨日 (2 月 27 日)、政府の新たな対策方針を受け、足立区からも区施設の閉館を含む方針が示されました。

このような社会情勢と区の判断の中、足立区体育協会としては下記のとおり対応させていただくことといたしました。あわせて、各加盟団体で企画、開催を予定されているイベントや活動等についても、区施設の利用停止により中止せざるを得ない状況です。各加盟団体におかれましては、参加者および関係者の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

記

1 足立区の方針 (一部抜粋)

- 令和 2 年 4 月 5 日までのすべてのイベントを中止します。
- 令和 2 年 3 月 2 日から 3 月 31 日まで区施設の利用を停止します (窓口業務除く)。
※地域学習センター、住区センター、屋内・屋外スポーツ施設 (河川敷グラウンド含む) など
- 新型コロナウイルス感染症への対応により、使用できなかった施設の使用料は還付します。

2 足立区体育協会が主催・共催する事業は、令和 2 年 4 月 5 日まで中止します。

- 区民大会、都民大会予選会、ジュニア育成事業など、当協会主催事業および足立区や東京都体育協会と共催している事業については、令和 2 年 4 月 5 日までに開催予定のものはすべて「中止」といたします。
- スポーツ施設等の閉館のため、日常的な活動 (広場・教室等) についても中止します。
- 4 月 5 日以降の事業については、足立区の対応状況を考慮しながら判断していきます。
※中止期間を延長する可能性があります。

3 各加盟団体が主催する事業 (当協会後援事業を含みます) に中止を要請いたします。

- イベントや行事等の実施については、本来実施主体が現在の情勢等を鑑み、検討し、総合的に判断して決定されるものでありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止やイベント・行事等の参加者および従事者の安心・安全の観点から、令和 2 年 4 月 5 日までのイベントや事業等については、「中止」を前提に検討をお願いいたします。

4 問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話 03-3880-5916